

山口労雇均発 0313 第1号
平成 31 年 3 月 13 日

各団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長
(公印省略)

働き方改革関連法の施行に向けた一層の周知について

平素より労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）については、昨年7月6日に公布されたところであり、平成31年4月1日から、罰則付きの時間外労働の上限規制や、年5日の年次有給休暇の確実な取得をはじめとして、各改正事項が順次施行されるところです。

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものであり、こうした、働き方改革の目指す社会を実現させるためには、働き方改革関連法の趣旨や内容等を十分に理解し実行することが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に関し、格別の御協力を賜ってきたところですが、働き方改革関連法の施行に向けて、改めて、同封のリーフレットをご活用いただく等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。



担
当

厚生労働省 山口労働局 雇用環境・均等室
室長補佐 山本
〒753-8510 山口市中河原町6番16号
山口地方合同庁舎2号館
(TEL) 083-995-0390

改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

<働き方改革>応援団長
松木 安太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE
1

時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間原則

2019年4月1日より施行
※中小企業は2020年4月1日より施行

NEW RULE
2

年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

確実に取得

2019年4月1日より施行

NEW RULE
3

同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中小企業のパートタイム労働者・有期雇用労働者については
2021年4月1日より適用



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省

検索



中小企業・小規模事業者の方々への様々な支援があります。 [詳しくはクラ面へ](#)



働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?

- 時間外労働を行うには、サブプロク(36)協定が必要です。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



無料相談窓口

「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!

働き方改革推進支援センター

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っております。



助成金制度

各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!

- 時間外労働等改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 業務改善助成金



支援ツール 情報提供

「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!



- 36協定届作成支援ツール
- 就業規則作成支援ツール (2019年3月末公開)

サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。



- 同一労働同一賃金 取組手順書



- 働き方・休み方改善ポータルサイト



- 確かめよう労働条件



- 賃金引上げに向けた生産性向上を支援します!

